

# あなたの墓地は、あなたの名義ですか？ 市町村の管理になっていませんか？

## 所有者不明土地とは

沖縄では先の大戦により、土地の所有者を証する書類である公図・公簿、土地台帳なども消失してしまいました。終戦後、土地所有認定作業が行われましたが、何らかの事情により所有者不明となっている土地として県・市町村が管理しているものが現在2,705筆(982,797㎡)あります。

こうした所有者不明土地については土地の地目が「墓地、社寺用敷地、霊地、聖地」の場合は当該土地の所在する市町村が管理を行い、それ以外の地目は沖縄県が管理を行なっています。

所有者不明土地は、真の所有者へ返還すべき大切な財産です。

## 所有者不明土地 無料相談会 開催！

### 相談会ではなにが相談できるの？

- 1 墓地の登記簿に、あなたか、あなたのご先祖様の名前が所有者として記載されていますか？もしかして、管理者として市町村名が記載されていませんか？
- 2 墓地の登記簿に、管理者として市町村名が記載されていれば、それは、「この墓地の所有者は誰なのか分かりません。」ということを意味します。いわゆる「所有者不明土地」です。
- 3 「所有者不明土地」のまま放っておくと、たくさん困ったことが起きます。例えば、あなたがお墓を立て替えたいとき、あなたがその墓地の所有者であることを証明できませんから、お墓を立て替える許可が下りません。その墓地を売却したいときも同様に売ることができません。
- 4 あなたの墓地が「所有者不明土地」になっている場合、本来の所有者としてのあなたの名前を登記簿に記載してもらう必要があります。そのためにどうすればよいのか、本相談会で司法書士が相談にのります。

### 2月相談会実施日

平日 2/18 木 2/25 木

土日祝 2/11 (祝) 木 2/13 土 2/21 日

※開催時間：朝 10 時～午後 4 時の間、1 時間単位で実施予定

### 3月相談会実施日

平日 3/11 木

最終日！

土日祝 3/6 土 3/14 日 3/21 日

※開催時間：朝 10 時～午後 4 時の間、1 時間単位で実施予定

お問い合わせ・ご予約

事務局 0570-066-667

※開催日時、相談場所に関しましては複数候補があるため、事務局にお問合せください。

※事務局の対応日時は毎週水・木曜日及び相談会実施日の朝 10 時～午後 5 時までが開局時間となります。

※相談会は 3/21(日) 実施分が最終となります。

※一日あたりの相談件数に限りがあるためご了承ください。



内閣府  
Cabinet Office